

高知工業高等専門学校教育改善推進委員会規則

制 定 平成14年 3月20日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校教育改善推進室規則第4条の規定に基づき、高知工業高等専門学校教育改善推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育方法の改善に関すること。
- (2) 教育技術の向上に関すること。
- (3) 教育貢献評価に関すること。
- (4) その他教育改善の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育改善推進室長
- (2) 教育改善推進室副室長
- (3) 各学科代表教員 各1名
- (4) 学生課長

2 前項第3号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育改善推進室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。